

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822番地
評価実施期間	26年1月15日～26年1月16日
評価調査者番号	①第10-010号
	②第13-011号
	③第09-003号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 東清水保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 平野 恭子	開設年月日： 平成21年4月1日
設置主体：社会福祉法人 白蓮会 経営主体：社会福祉法人 白蓮会	定員：90人 (利用人数) 101人
所在地：〒812-0041 福岡市博多区吉塚4-8-16	
連絡先電話番号： 092-611-7861	FAX番号： 092-611-7862
ホームページアドレス	http://www.byakuren.jp

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
延長保育・障がい児保育	運動会・生活発表会・夏祭り・遠足・プールあそび等					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
保育室・乳児室・沐浴室・事務室・厨房 ・休憩室	園庭・テラス					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	16	2
	主任保育士	1		調理師	2	
	保育士	14	2	栄養士	1	
	栄養士	1				
	調理師	2				
	調理員		1			
	合 計	19	3	合 計	19	2

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

1 都市型保育園の問題を英知でカバー

東清水保育園は、博多駅筑紫口から1.5km強のところ（豊2丁目バス停下車）にあり、博多駅まで園児が30分で歩いて行ける位置にあります。市営住宅をはじめとするマンション群と様々な会社に囲まれ、100m先には吉塚中学校があるという、典型的な都市型保育園と言えます。西に折れつつ100m行けば公園（1660㎡）があり、サッカーや運動会が行われます。途中で団地の理解を得た菜園もあります。同じく園から100mの範囲にまちづくり館があり、人形劇などが開かれます。公設時から続く駐車場の問題も、民営化5年目の今日、保護者の英知も得て、わずかずつ具体的な改善がなされています。地域も保護者も、「知恵を出し合って園を支え、みんなで子どもを育てる」という姿勢が感じられます。

2 白い蓮のような人格形成

偏見や無知から来る恐れが、人間同士の共栄・共存を妨げていることを考える時に、園が「まっさらな心」を育てることを第一義に保育を進められていることは、他園にみられない特徴です。東清水保育園の「蓮のような、まっさらな心」を育てる保育は、人の持つ動物性より、コントロールされた人間性を優先させることを実践されているのであって、人としての心を取り戻す保育がなされていると言えます。

その具体的有効な手法としては、「全職員で全園児を保育する」ことが実践され、観察すると、子ども同士が助け合い、園外の人にもフレンドリーな振る舞いをしていることが確認できます。

「信頼する保育士」が、乳児や1～2歳児を世話する姿を目の当たりにした3～5歳児は、「『信頼する保育士』が世話する子ども同士は、同一家族であり、不可分の兄弟である」と認識する結果だと推測されます。

3 自立心＝思考の自立を育てる

「自立の保育」とは「自立心を育てる」ことであり、ひとり一人の子どもの「思考の自立」「思考のコントロール」を指していると思われます。その具体的で有効な手法の一つは、「こけた時に起こさない」であり、「立ち上がろうという思考」が出来るのをじっくり待って、「起きた時に、本人のこころを十分に認める」ことです。

よく観察すると、「転んだ時に泣いて寝たままいる」という子どもは、あまりいないように感じられます。このような手法を繰り返し続けることによって、「こけて」から「起き上がる」まで時間がだんだん速くなるということです。

現代の「いじめ」が、いじめる側の「思考の自立」「思考のコントロール」が出来ていない結果の「本能むき出しの攻撃的行為」であることを考える時に、「問題解決のプロセス」を子どもなりの、「自分の持つ力と知恵」で解決して行く力をつけさせる保育は、子どもに対する最高のプレゼントと思われます。

4 足腰を鍛え、ぶれない軸を立てる

子どもたちは裸足（はだし）で生活しています。足指の力や、つま先歩行から得られる足腰の強さ・敏捷性が養われ、よろけにくい・転びにくくする効果がある、血液をはじめとする体の循環が良くなる効果がある、と推測されます。

さらに毎日、「背筋を伸ばす」機会を設け、しっかりした足腰の上に立つ「軸がぶれずに疲れにくい身体作り」が、進められています。身体の運動エネルギーロスを最小にしたときに生まれるのが「体力の余裕」であり、それが「思考のゆとり」に転化するものと推測されます。

高校サッカーで全国大会優勝を経験という高いスキルを持った“体育楽習”のコーチを月二回招聘し、サッカー等で動物的エネルギーを発散させつつ、ルール・戦術を楽しく学ばせ、幼児期に必要な成長する体への刺激がなされています。

5 文書管理が充実しています

文書管理規定のない園が多く見られる中、文書管理が規定され書類の分類、保存年限等適切な管理体制が完備されています。このことが詳細な入園案内の作成や効率的な事務室運営に結びついていると推測されます。

◆ 改善を求められる点

1 食物アレルギー原因究明の行政への提起

園児の6%～10%（現在～過去）の食物アレルギーを持つ子供が存在するという事は、当評価機関が経験したことの無い数値です。同程度の規模であれば、2倍以上数値が高いという印象を持ちました。農業生産地と加工食品消費地の違いなのかなど原因は分かりませんが、医療・行政等との連携した原因究明が早急に図られるべきで、保護者と園だけの対処では、保育園や職員にかかる責任・心理的負担が過剰になるのではないかと懸念します。園独自では解決できない生命にかかわる問題については、除去食という現実的対応だけでなく根本的問題究明の端緒とすべく、行政等への問題提起が必要かと思われま

2 休暇取得改善にも具体的数値改善目標を

「子ども休暇」を設け、職員自身の子育てを応援する優れた仕組みがあり、有効活用されています。園職員の平均的な取得日数は、5～6日になっています。この数字は大方の園の平均ではあっても、社会一般の平均からすればどうなのかという事があります。保育士の給与水準が、社会の平均より11万円ほど安いとのマスコミ報道もありますが、年休取得日数にも、取得日数を「来期は1日増やし、6～7日にする」等という具体的な数値目標等を掲げた改善策等が期待されます。

民営化以降この5年間は、心身を削って努力がなされていますが、管理者を含めた全職員のワーク・ライフ・バランスの観点があって初めて法人の社会的評価が高まり、生き生きとした職員があつてこそ、良好な状態での「子ども中心の保育」がなされると思われま

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H26.2.3)

2日間の受審においては、書類以外にも私たちの話す内容から法人の保育を理解しようとしてくださっていたのが、とても印象的でした。そして、このような評価をしていただいたことに感謝いたします。

民営化をして5年目、保育の向上、意識の統一に努めていくなかで職員にもまとまりが出てきたところでの第三者評価の受審でした。今回の受審にあたり、職員で保育の見直しや確認を改めて行いました。そのことにより職員間での共通認識が出来たとともに、自己認識の機会にもなり、貴重だったと思います。これを今後に生かして、保育の質の向上だけでなく改善点にもあがっている職員のワーク・ライフ・バランスも意識しながら、園児の最善の利益を追求した保育運営を大切にしていきます。

(H . . .)
(H . . .)

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 I</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>「思いやりの心・豊かな心を育む」、「自分で考え、自分で行動できる子を育む」、「保護者への安心を提供する」ことが保育理念として明文化されています。</p> <p>子どもの最善の利益を優先した子育ての支援を行い、「ごあいさつをきちんとします」「おともだちと なかよくあそびます」「すききらいをせず なんでもたべます」という「3つのおやくそく」を保育目標として掲げ、職員行動規範として「人格の形成」「児童憲章の遵守」「園児の愛育」を明示してあります。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>中・長期計画については、課題である園舎敷地の拡張についての取組や、園舎の建替えによる資金の確保について及び以上児主食の提供や他園との交流事業について策定されています。理念や基本方針に基づく保育目標達成のため収支など各項目の分析を行い中・長期収支計画を策定されることを期待します。</p> <p>単年度事業計画は、法人運営計画をもとに保育園運営計画が策定されています。保育の質の向上に対する取組として全職員の責務が示されています。保育の内容については、重点事業として、食育、修養、遊育楽習、体育楽習、行事予定、職員研修、職員会議について計画されています。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は、責務を明示し職員会議や園内研修において、役割と責任について表明しています。事故災害等の危機管理対応についても役割と責任が明確化されています。また施設運営に関する外部研修を受講し、専門性の向上と関係法令の順守に努めています。さらに関係法令をリスト化するなど全職員が法令順守の倫理を理解するための取組が期待されます。</p> <p>保育の質の現状については、保育計画の実践や保育日誌を評価し分析しています。また職員会議をはじめとした各種会議でそれぞれの課題を示し職員を指導しています。保育の質の向上に対する組織的な体制としては、保育の各段階で計画や実践を分析し指導しています。</p>

<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>事業経営を取り巻く環境の把握については、外部研修や各機関との連携会議等で把握するよう努めています。地域の福祉ニーズの対応については、延長保育、障がい児保育に取組み、育児講座を開催しデータの収集を図っています。</p> <p>監査については法人監事による内部監査を実施し、定期的に外部の専門家にチェックしてもらって、決算の確認と指導を受けています。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>単年度の全体研修計画が策定され、園内研修については毎年度テーマを定めて実施しています。職員の資質向上を図るため、個々の専門知識、技術水準、技能を把握し研修履歴を記録した個別研修計画の策定を期待します。</p> <p>保育実習生の受入れに関しては、実習生受入れマニュアルにより園長と主任が連絡窓口となり、養成校と協議の上育成プログラムの整備や責任体制を明確にしています。実習指導者としては担任が担当し受入れの意義や方針等について周知を図っています。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>事故や感染症の発生による緊急時には、園長、主任を責任者とした対応マニュアルが整備されています。安全管理の研修を全職員参加のもと定期的に行っています。保護者への周知については、入園式後の保護者が集まる時や各種お便りにより、さらに徹底を図っています。</p> <p>火災や自然災害については消防計画や防火管理者を定め、消防署と連携して毎月訓練を実施しています。また災害関連の備蓄リストを作成し備蓄に努めています。</p> <p>安全を脅かす事例の対応については、マニュアルを整備し安全な環境整備や危機管理の配慮及び不審者対策について策定されています。全職員参画による事例の収集と安全確保・事故防止に努め遊具の自主点検と防犯・防火設備の業者委託による保守点検を実施しています。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>事業計画により夏祭りや、運動会、芋ほり、育児講座等を開催し、近隣のまちづくり館、公園を活用し地域との交流を図っています。</p> <p>地域の幼保小連携や児童福祉団体として地域ネットワーク等に参画する体制を整備しています。要保護児童の早期発見に努め、対</p>

	<p>応が必要な案件については照会、通告等の具体的な取組みを実施しています。</p> <p>まちづくり館と連携した餅つき、人形劇等の行事に参加し地域交流を図っています。また延長保育、障がい児保育など子育てニーズに基づいた事業が実施されています。PDCAサイクルによる計画の実施から実績の評価と見直しを行い具体的な事業計画を策定しています。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>子どもを尊重した保育については、保育目標で長時間を園で生活する子供たち一人ひとりの育ちを踏まえて、園児に負担をかけない養育の実践を明示しています。職員の共通理解の取組として年度当初の法人研修、毎月の職員会議や園外研修により取組の徹底を図っています。保育方針である「負担をかけない保育」として、子どもの発達過程を踏まえて、個性に応じた自発的な活動により主体性を育み、互いを尊重する保育を実践しています。</p> <p>利用者のプライバシー保護については、個人情報管理規程が整備され、入園時に基本的姿勢を説明しています。基本的人権の尊重や職員の秘密保持については、研修や職員会議で知識の向上を図り、保育の実践では安全対策マニュアルが整備され、不審電話の対応等プライバシー保護に関する留意事項の周知が徹底されています。個人情報を含む文書管理については、規程を定め関係書類ごとに分類され帳簿名・保存年限により適切に管理されています。</p> <p>利用者の相談や意見に対しては、年度当初の保護者説明会での入園案内により姿勢を明示しています。また日常的に園だよりやクラスだよりで周知を図っています。保護者にはメールや連絡帳など複数の相談方法や相談相手を示し、園舎内に意見箱及び事務室内の一角に話ができるような場所を設けて対応しています。日頃から相互の信頼関係を大切に誰にでも相談できるよう努めています。</p> <p>意見や提案の対応については、職員会議等で検討し、改善に時間や予算を要する事案についても、出来るだけ保護者会で話したり、さらに各種お便りや口頭で保護者にフィードバックしています。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>標準的な実施方法は、理念や基本方針及び保育目標に基づき作成されています。長期の年間指導計画や月間指導計画には、個々の自</p>

主性を尊重し発育状況に応じて成長を促し、主体性と他者を思いやる心を育む保育の実施について文書化されています。実践については、職員会議で周知し、日誌、月間計画、年間計画を決裁区分に応じて確認する仕組みがあります。

虐待などの特別な事案については随時に、関係職員や関係機関とケース会議を開催し、必要に応じて保護者から聴取しています。見直された事項は、指導計画に反映し職員会議等で個人情報保護に配慮して情報を共有しています。

子どもの個別発達記録や、保育の実施記録は基本的情報であり、中でも健康管理や安全管理に関する記録は指導計画の重要項目となるものです。指導計画の作成から目標達成のために保育サービスがどのように実践され、その経過と達成状況が具体的に記録されています。サービス実施状況は、統一的に記述されるよう記録要領の策定を期待します。記述にかかる事務負担の軽減と情報共有の迅速化を図るためOA化の推進を期待します。

保育の記録に関する情報には、保護すべき個人情報が多く含まれています。このため職員にはプライバシー保護に関する知識と、職員倫理が求められ、園外研修等により意識の向上を図っています。さらに個人情報管理規程の基礎となる、文書類を定期的に管理する方策として文書管理が規定され書類の分類、保存年限等適切な管理体制が整備されています。

指導計画は、入所時のアセスメント実施から策定に至る一連の手順により、担当保育士と主任保育士や関係職員で協議し、情報の共有化を図り、園長の承認を得て決定されています。指導計画に基づく保育サービスの実施状況は、その経過と達成状況が具体的に記録され、情報は関係職員間で共有化されています。

3 サービスの開始 継続

サービス選択時の情報提供については、ホームページや入園の案内を分かりやすい資料で保育方針や保育の内容を丁寧に紹介し、情報を積極的に提供しています。入園説明時には、保育理念、保育方針及び保育サービスの説明や園内の見学を実施しています。市内各

	<p>園掲載の共通パンフレットを配置して希望者の利便性を図っています。</p> <p>利用希望者にはパンフレットや入園に関し写真、図、イラストで分かりやすく説明された資料で丁寧に説明しています。来園できない入園希望者にはホームページで入園に関する情報を提供しています。説明内容については、保育方針や園が実施している保育方法や一般的な通園にかかる料金等をわかりやすく説明して保護者の同意を得ていますが、さらに書面として管理保存されるように期待します。</p> <p>退園や家庭保育への移行については、担当保育士と主任保育士で対応しています。保育サービスの継続性の配慮については、変更後の相談窓口を伝えていますが、引継ぎや申送りの手順書は定めていません。保育サービスの継続性を確保するための支援策として、一定様式による引継ぎの手順書を作成されることを期待します。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>アセスメントは、標準化した個別調査票に身体や生活状況と併せて家庭環境を記録し、両者の必要とする具体的支援を明らかにし、面談により希望や意向についても把握しています。</p> <p>作成の手順については、保護者との担当保育士2人による面談後に主任保育士と関係職員の合議を経て、園長による内容確認が行われています。見直しについては毎月ごとに関係職員により同様の手順で実施されています。また虐待や体質等による特別の事案については市役所担当課や児童相談所及び関係機関と連携し協議しています。</p> <p>保育課程は、年齢ごとに目標や内容が策定されています。指導計画はアセスメント結果を反映した年間及び月間の長期計画と、週案の短期計画により構成されています。</p>

	<p>保育内容についてはクラス別保育、延長保育、障がい児保育及び異年齢合同保育があります。個別の発達状況を確認し、園児に負担をかけないように成長を促す保育が方針として掲げられ、一人ひとりの自主性を尊重し、子どもの自信と主体性を育てることを目標としています。また保健計画、食育計画等を策定し目標の具体的なねらいが達成できるように工夫されています。</p> <p>指導計画の見直しについては、保育実践の記録をもとに評価・見直しを毎月実施しています。見直しは担当保育士が記述した保育実践のねらいや援助内容を評価し、関係職員や主任保育士と園長を含めて協議のうえ決定し、計画策定時と同様の手順で実施されています。また必要に応じて保護者の意向を把握しています。</p> <p>計画の策定から見直しに至るPDCAサイクルを継続して、ミーティングや毎月の職員会議に諮り、職員相互の連携と情報の共有が図られています。</p>
<p>評価対象Ⅳ A-1 保育所保育の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程は関係法令の趣旨に基づき、管理職で決定後、職員全員が確認をする方法により作成され、定期的に見直されています。 ・未満児の保育室は2階に、以上児の保育室は1階となっており、古いながらも採光は良く、明るく清掃も行き届き、保育士は温かく穏やかに接しています。それぞれのトイレ・手洗い場の清掃・消毒も行き届いています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・未満児は、一人一人が基本的な生活習慣を日々の保育の中で身に付けられるように、焦らず手を掛け過ぎず、ゆったり行われています。又、以上児と共に「遊育楽習」や毎朝の「体育ローテーション」の活動にも加わることで良い刺激となっています。 ・SIDSに関する研修が行われ、マニュアルも整備され、うつぶせ寝になった場合の援助が行われ、午睡チェック表は細かく記入されています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝8時45分より、3歳以上児のローテーションでは、跳び箱、縄跳び、竹馬などをしたり、園庭でのかけっこなどの運動をしています。この日頃の積み重ねで、身体作りがされ、又、無理なく運動会にもつなげています。 ・外部講師による「遊育楽習」に取り組んでおり、保育用具と動きに合わせた音楽を使って活動し、身体表現力・創造力を育成しています。 ・5歳児は月2回、主にボール遊びを中心とした「体育楽習」を、優れたスキルを持つ外部講師指導の下で、身体機能強化と思考力強化に取り組んでいます。 ・「チビッ子先生」・「お助けレンジャー」など年上の子どもが下のクラスの要望に応じて手助けしたり、「見聞活動」で2歳児が以上児のクラスを経験したりする異年齢交流の中で、良い育ち合いが計られています。 ・「移動水族館」・「移動動物園」・姉妹園と合同での「川遊び」・「地引網体験」など動植物や自然とふれ合う機会を作っています。 ・体罰・抑制・ふさわしくない呼称等の禁止事項についての研修が行われ、日常保育に活かされていますが、明確に視認できる形のマニュアルとして、文書化することが望まれます。 ・施設・設備に関しては、現在のところ園児・保護者にとって問題は無いようですが、2階との往復には階段しか無く、又大人用のトイレが和式だけしかないという公設時のままの、バリアフリーまでは至らない状況を抱えています。なお、大人用トイレについては、近々改修される予定です。 ・職員の自己評価については「自己評価実施シート」を新たに作成、今年度末から実施する方向になっています。
<p>A-2 子どもの生活と発達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士が子どもに対する時は、「さわりすぎない・教えすぎない」ことを心掛け、子どもが自らの力で育つように配慮されています。注意をする場合は、否定形ではなく肯定的に話し、子どもが自分で気づけるような保育がなされています。 ・障害児については、園全体での話し合い・研修があり、保護者との連携・医療機関・専門機関からの助言を受け、個別の指導計画を作成した上で、訪問支援員の巡回を受けています。 ・延長保育は設定保育の延長で入れるように工夫しており、お迎え

	<p>が一定時間を過ぎる場合は、おやつ・軽食が提供されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の昼食は入り口付近のケースに公開され、迎えの保護者と子どもとの話題に成っています。献立表・食養便りの発行、レシピ公開・試食会の開催及び年間食育計画表を作成し、行事食・自家栽培の野菜を使った料理・郷土料理を盛り込んでいます。 ・アレルギーを持つ子どもの献立・除去期間については、主治医からの指示に基づき、園全体で対応しています。
A-3 保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担を軽減するため、主食を持参しなくて良いように、低額徴収した上で完全給食を提供しています。制服・体操服・絵本代の保護者負担は、少しずつ減らしてゆく努力がされています。 ・保育参加、育児講座・夏祭り・運動会・試食会・保護者会・バス遠足・生活発表会・どんど焼き・観劇会・個人面談など多彩な保護者参加行事があり、共通理解を得る機会が設けられていますが、夏祭り・運動会などでは保護者の作業を減らすなど、保護者の負担を少なくしていこうという、働く親への配慮と方向性があります。 ・虐待に関してはマニュアルが整備され、職員研修が行われ、関係機関との迅速な連携が取られています。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人		
	家族・保護者	75	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		